



事業継続マネジメントシステム

BCMS 審査員研修コース基準に関する指針

JIP-BCAC221-1.0

2010年3月1日



財団法人 日本情報処理開発協会

〒105-0011 東京都港区芝公園3丁目5番8号

Tel.03-3432-9386 Fax.03-3432-6200

URL <http://www.isms.jipdec.jp/>

JIPDECの許可なく転載することを禁じます



## 目 次

1. 適用範囲
  2. 研修コースの内容に関する条件
    - 2.1 準拠すべき規格
    - 2.2 受講者が習得すべき知識及び技能
  3. 研修コースの運用に関する条件
    - 3.1 研修コースの構成
    - 3.2 研修コースの内容
    - 3.3 研修コースの時間及び日数
    - 3.4 クラス編成
    - 3.5 講師
    - 3.6 受講者の評価
      - 3.6.1 総合評価
      - 3.6.2 継続的観察による評価
      - 3.6.3 筆記試験による評価
      - 3.6.4 再試験
- 附属書A. 受講者が習得すべき知識及び技能

## 1. 適用範囲

本文書は、事業継続マネジメントシステム（以下、BCMS という）における要員の認証機関（以下、要員認証機関という）が、審査員の訓練のための BCMS 審査員研修コース（以下、研修コース）の基準を規定するための指針である。

## 2. 研修コースの内容に関する条件

### 2.1 準拠すべき規格

研修コースにおいて受講者が習得する内容は、JIS Q 19011 に従い、BS 25999-1、 BS 25999-2、JIP-BCAC100（又は相当する規格）の該当事項に準拠すること。

JIS Q 19011：品質及び/又は環境マネジメントシステム監査のための指針

BS 25999-1:2006 事業継続マネジメントー第1部：実践規範

BS 25999-2:2007 事業継続マネジメントー第2部：仕様

JIP-BCAC100：BCMS 認証機関認定基準及び指針

### 2.2 受講者が習得すべき知識及び技能

受講者が研修の目的を達成するために習得すべき知識や技能は下記を含めること。

具体的な内容については附属書Aを参照のこと。

**知識：**

- 1) BCMS の管理及び審査のために使用される原則、プロセス及び技術を含む、BCMS の目的を説明する。
- 2) BS 25999-1、BS 25999-2 の目的、内容、及びその相互関係を説明する。
- 3) JIS Q 19011 に従って、BCMS 審査を計画、実施、報告及びフォローアップするという BCMS 審査員の役割を説明する。

**技能：**

- 1) JIS Q 19011 に従い、かつ BS 25999-2 を解釈することによって、BS 25999-2 の BCMS 審査を計画、実施、報告及びフォローアップする。

### 3. 研修コースの運用に関する条件

#### 3.1 研修コースの構成

- 1) 研修コースは原則として連続 5 日間の集合学習形式（教室形式）とする。
- 2) 研修コースを分割して実施する場合は要員認証機関の定める条件による。
- 3) 自己学習形式は、学習の効果が低下しないことを示した場合のみ認められる。
- 4) 研修は、講師の一方的な説明や講師主導の討論に終始しないことが望ましい。個々の受講者の理解度に応じた指導を含むことが望ましい。
- 5) 研修機関は、研修における個々のセッションについて計画し、講師ガイドを作成する。この中には下記を含めること。
  - a) セッション毎の目的、概要、所要時間
  - b) セッションに必要な教材、演習、設備/用具
  - c) 実践的なセッションにおける受講者からの提出物

#### 3.2 研修コースの内容

- 1) コースの始めに、受講者に下記を説明する。
  - a) 研修の目的とプログラムの概要
  - b) 受講者の責任と権利
  - c) 受講者の評価基準と、結果に対する対応
- 2) 研修機関は、受講者に対するテキストを作成し、配布する。この中の ISO/JIS 規格及び著作権のある文書に関しては無断複写版を配布してはならない。

#### 3.3 研修コースの時間及び日数

- 1) 研修コースの研修時間は、連続の集合学習形式の場合 5 日間以上かつ 40 時間以上であること。研修コースを分割して実施する場合は、8 週間以内に終了すること。研修コースを分割する場合は、研修の質の低下を防ぐ対策を含めることが望ましい。
- 2) 研修コースにはロールプレイングやシミュレーションなどによる実践的な研修を 15 時間以上織り込むこと。
- 3) 実践的な研修を除いた短縮コースを開催できる。この短縮コースの研修時間は 24 時間以上であること。

備考：短縮コースに参加できるのは、他のマネジメントシステムの審査員資格者である。
- 4) これらの研修時間には、試験、休憩、自由時間を含まない。

#### 3.4 クラス編成

- 1) 1 クラスあたりの受講者数は、4 人以上 20 人以下とする。
- 2) 1 クラスあたりの受講者数が 11 人以上の場合は、2 人の講師が全期間運営しなければならない。10 人以下の場合は 1 人の講師でも良い。
- 3) 講師の少なくとも 1 人は、BCMS 主任講師とする。

### 3.5 講師

研修コースの講師は、下記の力量をもつこと。

- 1) 研修全般に対する要求事項の理解及び指導に関する力量。
- 2) 審査実技を指導する力量。主任講師は BCMS 主任審査員、講師は BCMS 審査員としての審査能力を有していること。

備考：研修機関の立ち上げ時、すべての講師が BCMS 主任審査員又は BCMS 審査員とは限らないことを考慮する。代替策として、この期間では、講師が確立された事業継続マネジメントのプロセスにおける力量を実証することを期待する。この場合、主任講師としては、BCI での MBCI レベル以上資格を有しているか、又は同等な資格を有していることが望ましい。講師としては、BCI Certification 試験に合格していることが望ましい。加えて、講師は、BS 25999-2:2007 のマネジメントシステム審査における力量を実証することが必要である。

- 3) 研修を遂行する力量、及び対象のコースについて受講者の評価を行う力量。

### 3.6 受講者の評価

#### 3.6.1 総合評価

受講者が研修を成功裏に修了する（研修に合格修了する）ためには以下の事項を満たさなければならない。

- 1) 全てのカリキュラムに参加する（全期間出席）。
- 2) 継続的観察による評価（日常点評価）に合格する。
- 3) 筆記試験に合格する。

#### 3.6.2 継続的観察による評価

- 1) コースの全期間にわたり、受講者の研修目的に対する達成度を評価すること。
- 2) 受講者のパフォーマンス及びアウトプットを評価するために、模範的なアウトプット、採点基準、ガイダンスを持つこと。
- 3) 講師は、パフォーマンスに関するフィードバックを受講者に提供すること。
- 4) 講師は、研修目的を初回で達成できない受講者に対し、さらなる支援を提供すること。

#### 3.6.3 筆記試験による評価

- 1) 筆記試験問題は、研修機関もしくは要員認証機関が作成する。
- 2) 筆記試験問題を研修機関が作成する場合は、試験問題及び模範解答について、予め要員認証機関の承認を得ること。
- 3) 要員認証機関が作成した筆記試験問題の内容を研修機関が変更する場合は、要員認証機関の指示に従うこと。

#### 3.6.4 再試験

継続的観察による評価には合格したが、筆記試験で不合格になった受講者に対して、一度だけ再試験を受験させることができる。

## 附属書 A. 受講者が習得すべき知識及び技能

以下の内容は、IRCA 発行の“Certification Criteria for the Business Continuity Management Systems Auditor/Lead Auditor Training Course”（IRCA/1015/July08/01）の第 3 項を、IRCA の許可を得て※部分を除き内容を変更することなく項番も合わせて日本語にしたものである。なお、※部分は BCMS 適合性評価制度に適合させるため原文に対し一部変更している。上記 IRCA/1015/July08/01 が改訂された場合は本内容も見直し、変更となる。

### 3. 可能にする目標 — 知識及び技能

受講者が全体的な学習目標を達成するためには、規定された知識及び技能を修得する必要がある。これらは以下に「可能にする目標」として規定され、学習目標の達成のための段階として考えることができる。

#### 3.1 事業継続マネジメントシステムの目的について説明することができる。

知識：

- 3.1.1 事業継続マネジメントシステムの目的と事業上のメリットについて説明できる。
- 3.1.2 事業継続マネジメントライフサイクルの6要素について説明できる。
- 3.1.3 事業継続マネジメントシステムを文書化することのメリットを一覧にし、様々な状況でこれを行うためのアプローチを提案することができる。これには適用範囲、方針、目的、リスクアセスメント、計画等を含めなければならない。
- 3.1.4 事業継続マネジメントシステムに対するプロセスアプローチと、関連する活動の管理とを説明できる。
- 3.1.5 事業継続マネジメントシステムの確立、導入、運用、監視、レビュー及び改善に関わるプロセスを説明できる。これには、BCMシステム審査員におけるその重要性を含む。
- 3.1.6 潜在的な脅威、並びに中断(混乱)及び災害復旧への対応を含む影響（impact）を特定することの重要性と、事業継続マネジメントにおいて用いられる方法とを説明できる。

#### 3.2 BS 25999-2:2007（仕様）及び BS 25999-1:2006（実践規範）の目的、内容及びその相互関係を説明することができる。

知識：

- 3.2.1 BS 25999-2:2007 (仕様)、BS 25999-1:2006 (実践規範)、及びISO 19011について、これらの規格の目的及び相互関係を説明し、かつ、これらの規格の継続的な作成プロセスを概説する。
- 3.2.2 審査の基準となる規格と、指針としての文書及び規格との違いについて説明できる。
- 3.2.3 BS 25999-2:2007 に関して、審査の視点から以下を実施することができる。
- a) BS 25999-2:2007 及び ISO 19011 (審査のための指針) に関連する用語及び定義を説明する。
  - b) BS 25999-2:2007 の構成について説明する。
  - c) BS 25999-2:2007の要求事項の意図をより広く示すために、BS 25999-1:2006 (実践規範) を用いて、BS 25999-2:2007 (仕様) の要求事項の条項の目的及び意図を説明する。
  - d) 法の順守とBS 25999規格への適合の違いを説明する。該当する適用法令、知的財産権、データ保護及び個人情報の保護を概説する。
  - e) BS 25999-2:2007の要求事項への適合を実証するためにはどのような客観的証拠が必要となり得るかについて提案する。
- 3.3 ISO 19011 に従って事業継続マネジメントシステム審査を計画、実施、報告、及びフォローアップするという事業継続マネジメントシステム審査員の役割を説明することができる。
- 知識：
- 3.3.1 認定を受けた認証(accredited certification)と審査員登録(auditor certification)：
- a) 認証/登録(certification/registration)及び認定(creditation)という用語を説明し、認証/登録プロセス及び認定プロセスについて説明し、事業継続マネジメントシステム認証/登録の目的及びメリットを述べることができる。これには、Business Continuity Institute の役割を含めることが望ましい。
  - b) 事業継続マネジメントシステム審査員登録の要求事項を概説することができる。※
- 3.3.2 審査プロセス
- a) 第一者監査、第二者監査及び第三者審査の間の目的及び実施における違いを説明できる。
  - b) 審査開始から審査のフォローアップを実施するまでの審査プロセスを、ISO 19011を参照して概説することができる。
  - c) 審査に対するプロセスアプローチ。
- 3.3.3 審査員の責任
- a) ISO 19011に従って、依頼者、審査員、主任審査員、案内役及びオブザーバーの役割及び

責任について説明できる。

- b) 審査及び審査チームの運営管理における、主任審査員の責任を説明できる。
- c) 審査プロセス全体を通して、被審査組織との効果的なコミュニケーションの必要性を説明できる。
- d) 審査員の機密保持の必要性について説明できる。
- e) 審査員として要求される行動規範の内容及び意図を概説できる。※

### 3.3.4 審査計画

- a) 審査前の代表的な連絡形式及びその目的について説明できる。これには、これらの形式が適切となり得る場合についての記述も含む。
- b) 文書レビューの目的を述べ、代表的な文書レビューのプロセス及びアウトプットについて説明できる。このプロセス及びアウトプットには、事業のニーズに合わせて、事業継続マネジメント計画、サービスレベル合意書(SLA: Service Level Agreement)、リスクアセスメント、サービス継続性計画、容量・能力管理の計画、情報セキュリティの管理(control)、及びサプライヤ管理プロセスを含む。
- c) 審査の範囲の目的及び重要性、チームの力量の重要性、並びにチームメンバーの選定の重要性を、特に関連する業界、規制及び法令に関する事業継続マネジメントの知識に関して説明できる。
- d) プロセスに基づいた実地審査の計画において、目的及び考慮すべき事項を特定できる。
- e) チェックリストについて、その利用、利点、及び潜在的な限界を説明ができる。
- f) 手順が文書化されていない活動に対して、審査を計画する際の考慮事項を特定できる。

### 3.3.5 審査の実施

- a) プロセス審査へのアプローチの方法を、プロセスへのインプット、プロセスからのアウトプット及びプロセスの結果を有効性の側面から審査することを含め、説明することができる。また、このような審査の中で、プロセスの測定、事業継続マネジメントの目的、サービスマネジメントのプロセス及びシステムの継続的改善がどのように扱われるかを説明することができる。
- b) 審査会議の目的、典型的な内容、及び典型的な出席者について説明できる。これには、初回会議、最終会議、審査チーム会議及び被審査組織へのフィードバック/レビュー会議を含む。
- c) 文書と記録とを区別することができる。
- d) サンプルングの利点及び限界について説明することができる。
- e) 審査中に客観的証拠を収集・記録するプロセス、及びこれを行うための種々の方法を説明することができる。
- f) 審査におけるトップマネジメント/経営管理者の代表的な役割を説明し、組織のビジネス及び改善のための要求事項を考慮して、サービスマネジメント能力の開発、導入及び改善

に対するトップマネジメントのコミットメントを審査するためのアプローチを提案することができる。

### 3.3.6 審査報告及びフォローアップ

- a) 審査所見報告書の目的及び代表的な内容を述べることができる。
- b) 審査所見報告書をレベル分けする代表的な体系、並びに審査所見(不適合)の各レベルに要求される意味及びそれに対する処置について説明することができる。
- c) 修正、是正処置及び予防処置という用語を説明し、かつ、是正処置を実施、検証する役割及び責任について説明することができる。
- d) 是正処置及び予防処置の効果的な実施を証明するために必要となり得る客観的証拠の種類を特定することができる。
- e) サーベイランスの目的を説明することができる。

## 3.4 ISO 19011 に従い、BS 25999-2:2007 を解釈することによって事業継続マネジメントシステムの審査を計画、実施、報告、及びフォローアップすることができる。

技能（課題を通じて、かつ、実際の審査又は模擬審査の状況において実践し、テストする）

### 3.4.1 審査の責任

- a) 審査員及び審査チームリーダーとしての役割を遂行することができる。これには審査チームの運営管理及び調整を含む。

### 3.4.2 審査計画

- a) 文書がBS 25999-2:2007の要求事項を満たしているかどうかを評価するため、また、第2段階の現地審査に進むことが妥当と思われる適切な準備がなされているかどうかを判断するために、文書レビューを行うことができる。
- b) 審査のための資源の要求事項を確立することができる。
- c) 審査の範囲を記述することができる。
- d) 審査の範囲、組織におけるプロセスの流れ、及びそのプロセスの相互関係に適した現地審査の計画/スケジュールを作成することができる。
- e) 必要な作業文書（審査用チェックリスト、サンプリング計画、様式など）を作成することができる。

### 3.4.3 審査の実施：審査を実施し、以下を実行する能力を実証することができる。

- a) 会議及びインタビューなどを統制することができる。
- b) チェックリストを効果的に用い、審査証拠を追跡することができる。
- c) プロセスを理解することができる。これには、プロセスの目的、インプット、アウトプット、コントロール、及び関連する品質目標を含む。

- d) 被審査組織との関係を築くことができる。
- e) 質問することができる。
- f) 聴くことができる。
- g) ノートをとることができる。
- h) 目的の文書を探すことができる。
- i) 関連する十分なサンプルを選択することができる。
- j) 被審査組織にフィードバックを提供することができる。
- k) 被審査組織のニーズや期待に対して気を配ることができる。これには地域の慣習及び文化を含む。
- l) BS 25999-2:2007に関して収集した情報を理解することができる。

#### 3.4.4 審査報告及びフォローアップ

- a) 集めた客観的証拠を評価し、要求事項への適合及び不適合を正確に特定することができる。
- b) プラスの審査所見を認め、これを報告することができる。
- c) 改善の機会を特定することができる。
- d) 審査の過程で入手し記録した客観的証拠に基づいて審査所見の報告書を作成し、レベル分けすることができる。
- e) 審査所見に基づき、認証、供給者の承認、SLAについて勧告することができる。
- f) 被審査組織に対し、審査所見及び勧告を提示することができる。
- g) 是正処置案を評価し、修正と是正処置との区別を行うことができる。